

第二百二十八話 戦争間に於ける戦没者の慰霊・顕彰

戦争間における戦没者の慰霊顕彰は、どのように行なわれたのだろうか？支那事変以降の戦争による死没者（軍人・軍属及び準軍属のほか、外地において非命にたおれた者、内地における戦災死没者等をも含む者とする。）は、約310万人であるとされ、うち海外戦没者は約240万とされる。日本は戦争を戦いながら、如何に戦没者の慰霊顕彰を行ったのかを管見することにしよう。

1 戦地及び内地における戦没者慰霊祭の斎行

- (1) 1937(S12)年11月12日 天津で戦没者慰霊祭斎行 By 全国神職会の慰霊使
爾後、大きな戦闘のたびに現地で慰霊使による慰霊祭が斎行されるようになった。
- (2) 1937年11月18日 東京で最初の戦没者慰霊祭
- (3) 1938(S15)2月上海事変の戦没者の慰霊・顕彰の「表忠塔」建立

2 靖国神社への合祀

支那事変の拡大に伴い戦没者も急増し、内地に環送された戦没者の合祀等を含めた靖国神社の体制もそれに応ずる必要があった。

- (1) 1938(S13)年2月 英霊を弔う皇后の和歌が刊行された。
- (2) 権宮司の設置と軍人宮司の任命
- (3) 1938(S13)4月 臨時大祭の斎行 満州事変及び支那事変の戦没者 4533名の合祀

3 戦没者出身地における慰霊顕彰（公葬、招魂社創建等）

- (1) 戦没者の出身地では、神道式あるいは仏教式の公葬が営まれるようになり、招魂社の創建と記念碑建立の動きが盛んとなった。
- (2) 内務省通達 “招魂社また記念碑の建設に関する件” 発した。
合同の記念碑建設を推奨、維持についても恒久的方策を

4 招魂社を護国神社へ

- (1) 1938(S13)年 内務大臣 「招魂社制度確立に関する件」の諮問と答申
- (2) 1939(S14)3月 内務省告示 招魂社の社名を4月1日から護国神社と改める旨。
道府県当たり一社基準、戦争末期には（最終的には）46社に

5 記念碑等の建立

- (1) 1939年2月 内務省「支那事変に関する碑表建設の件」発す
一市町村一基の原則、
陸軍は護国英霊の榮域として尊崇の中心たらしむると意義づけ
- (2) 1939年7月 「大日本忠霊顕彰会」が設立（一市町村一基、外地は主要戦場一基）

6 陸軍従軍神職制度

1939(S14)年8月制定（師団に3名、兵站監に1名、独立旅団に1名）

7 満州国に建国忠霊廟創建 1940年7月15日 満州国の実質的な靖国神社

8 九軍神の合同海軍葬 1942年4月8日

（忠霊塔の建設と慰霊祭の挙行が相次いだ。）

9 未合祀戦没者の合祀 1946年1月19日～20日

19日夜招魂祭を行い、翌20日臨時大祭を執行して未合祀の戦没者を合祀

* 今猶、靖国問題が解決に至らず、国内外の慰霊碑・忠霊塔等、陸海軍墓地等が荒廃している現状には心が痛む。早急なる解決を望むものである。国家の明確な意思決定が肝要だ。

JPSN 「一言 言いたい」の拙稿「旧軍用墓地の尊厳保持を」「海外戦没者の慰霊・追悼に関する現状と課題」「我が国の戦没者慰霊の現状と課題」を参照

[\(http://www.jpsn.org/opinion/word/\)](http://www.jpsn.org/opinion/word/)

